

(財政金融委員会)

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第一号)(衆議院

送付)要旨

本法律案は、平成十五年度一般会計補正予算(第1号)の編成に当たり、国債発行額を極力抑制するとの観点から、平成十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち二分の一を下らない金額は、公債又は借入金償還財源に充てなければならぬと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成十四年度の剰余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。